

2020年6月25日

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得しました

四国銀行（頭取 山元文明）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性の活躍推進に関する取組み状況が優良な企業として、2020年4月22日付で厚生労働大臣の認定「えるぼし（二つ星）」を取得しましたので、お知らせいたします。

当行は、女性の活躍推進への取組みを通じて、多様な人材がやりがい・働きがいを感じ、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会の実現を目指すSDGsの目標達成に貢献してまいります。

記

〇えるぼし認定とは

厚生労働省が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

「採用」「就業継続」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目に基づいて取組み実績を評価。

〇交付式の様子

2020年6月22日に高知労働局長より認定通知書を拝受しました。



【えるぼし認定マーク】



〇当行の女性活躍推進への取組み

1. 採用	性別に関係なく、人物重視の採用活動
2. 継続就業	- 仕事と家庭の両立に向けたサポートBOOK作成や男性向け育児セミナーの開催 - 短時間勤務制度の対象要件拡充 - 育児だけでなく家族の介護や本人の難病治療等で利用可能。なお、育児の場合、子どもが「小学校就学まで」から「小学3年生修了まで」へ対象期間を拡大。
3. 労働時間等の働き方	勤務間インターバルの導入、毎週水曜日の早帰り徹底
4. 管理職への登用	- 行外の女性キャリア研修へ行員派遣 - 女性支店長の登用や本部審査・企画部門等への積極的な女性配置
5. 多様なキャリアコース	- 退職した従業員の復職制度（リターンワーク制度）の応募要件緩和 - 結婚や出産、転職など何らかの理由により一度退職した行員・嘱託が「年齢・退職理由・勤続年数・経過年数」を問わず応募できるように制度改定を実施 - コース転換制度 - 結婚・介護等の理由やキャリアアップを目指す行員に応じてコース転換可能

(※)SDGsとは

Sustainable Development Goalsの略。

「地球上の誰一人取り残さない」ことを基本理念として、17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」のこと。2030年までの達成を目指して、国・企業等がSDGsを踏まえた様々な取組みを行う。



以上